

中区優良集積場所選定要領

制定 平成 29 年 12 月 4 日

1 趣旨

本要領は、横浜市優良集積場所選定要綱（平成 29 年 8 月 28 日 資業第 1556 号）（以下「要綱」という。）第 6 条の規定に基づき、資源循環局中事務所（以下「中事務所」という。）が実施する内容について、定めることとする。

2 対象となる集積場所の範囲

- (1) 道路上に設置された、ごみ集積場所（以下「集積場所」という。）
- (2) 集合住宅等の管理地内の専用の集積場所

3 選定基準

次のいずれにも該当する場合に、選定できるものとする。

- (1) 利用者の維持管理への参加や、分別ルール及び排出マナーの順守により、清潔で良好に保持されている集積場所
- (2) 利用者により、集積場所を清潔で良好な状態とするための積極的な取り組みが実施されている集積場所

4 選定方法

資源循環局中事務所長（以下「所長」という）が、選定基準に基づき推薦のあった集積場所について、状況調査等を行い、選定の適否を判断するものとする。

5 推薦できる者

所長に推薦することができる者は、原則として、中区環境事業推進委員（以下「推進委員」という。）とする。

なお、自治会・町内会をはじめとした推進委員以外から推薦があった場合、所長は、当該集積場所の地区の推進委員と確認・調整を行ったうえで選定するものとする。

6 推薦方法

推薦は、「中区優良集積場所選定推薦書」に集積場所の所在地及び具体的な取り組み等を記載のうえ、中事務所へ提出することにより行うものとする。

7 推薦書の提出時期

推薦書の提出は、随時できるものとする。

8 選定結果の通知

所長は、選定の適否の判断を行った結果を、書面をもって推薦書の提出者に通知するものとする。

9 優良集積場所ステッカーの貼付

優良集積場所として選定した集積場所については、当該集積場所に、選定されたことを証するステッカーを貼付するものとする。

なお、貼付にあたっては、原則として、当該集積場所利用者の立ち合いのもとに行うものとする。

また、要綱第 5 条に規定する感謝状等の贈呈については、当該ステッカーの貼付に置き換えるものとする。

「中区優良集積場所選定」推薦書

平成 年 月 日

中事務所長

連合地区名：_____

推薦者氏名：_____

連絡先：_____

「中区優良集積場所選定」を次のとおり推薦します。

ごみ集積場所 所在地	
場所種別	一般 ・ 集合住宅等専用
【推進理由】 ※取組の内容など、具体的に記入してください。	

提出先：資源循環局中事務所（FAX：045-625-2932）

提出方法：FAXにてご提出ください。